

法学研究科 修士の学位審査実施要項

制 定 令 3. 1 1. 3 0

(趣 旨)

第1条 大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻における修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査、最終試験その他の学位に関し必要な事項は、大阪公立大学院学則及び大阪公立大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(修士論文の提出要件)

第2条 修士論文を提出する者は、学位規程第4条第1項の要件を満たし、かつ、提出日において、次に掲げる所属プログラムに応じ、当該各号に定める科目を履修又は修得していなければならない。

- (1) 理論研究プログラム 修士研究指導1及び修士研究指導2
- (2) 課題展開プログラム 課題論文指導

(学位授与の申請手続)

第3条 修士の学位を受けようとする者は、次に掲げる書類等を、研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位授与申請書 1通
- (2) 修士論文 正本1通及び副本2通
- (3) 論文内容の要旨 3通

2 参考論文を提出する場合は、正本3通を提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

(申請期限)

第4条 申請者は、当該年度の1月末日までに、前条に定める書類等を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、9月に学位の授与を受けようとする者は、当該年度の5月末日までに申し出の上、前項に定める書類等を7月末日までに提出しなければならない。

(修士論文の様式)

第5条 修士論文及び論文内容の要旨の様式等については、別に定める学位論文作成要領によらなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 研究科教授会は、修士論文が受理されたときは、遅滞なく、学位規程第8条に定める審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、研究科教授会において指名する教授3名以上の審査委員をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会において特に認めるときは、准教授又は講師を、1名に限り審査委員に充てることができる。
- 4 研究科教授会において必要があると認めるときは、前2項に定める審査委員のほかに、次に掲げる者を加えることができる。
 - (1) 本研究科の准教授及び講師
 - (2) 他の研究科等の教授、准教授及び講師
 - (3) 他の大学院の教授
 - (4) 研究所等の教員等
- 5 審査委員会に主査を置き、第2項及び第3項に定める審査委員のうちから研究科教授会において指名する者をもって充てる。ただし、申請者の研究指導教員は主査となれない。

(審査委員会及び主査の任務)

- 第7条** 審査委員会は、主査が主催し、学位規程第9条、第11条及び第12条の規定に従い、修士論文の審査、最終試験及び学位論文審査結果の要旨等の報告を行う。
- 2 修士論文の審査基準は、別に定める。

(研究科教授会の審議)

- 第8条** 研究科教授会が学位授与の審議を行うときは、教授会構成員の3分の2以上が出席しなければならない。
- 2 学位の授与は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。

附 則 (制定 令3.11.30)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。